

# 申告相談日程表

《各会場の開館（受付開始）時間》 午前8時から（大阿仁地区・阿仁合地区・前田地区は8時30分から）  
 ※受付終了時間 【平日・土・日】午後3時

《申告相談時間》 午前9時～正午、及び午後1時～終了まで  
 （大阿仁地区・阿仁合地区・前田地区については下表の※印の通り）



- ◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をすることがあるため、午後の受付になることがあります。また、相談内容により受付順が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。
- ◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡(☎62-1116)をお願いします。

日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/8	月	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横瀨	七日市基幹センター	2/4	木	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 ※10:00～
9	火	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		5	金	打当 前山 中村 打当内 戸島内 棚木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野 日沢 鳥坂	
10	水	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷		8	月	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	
12	金	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱	沢口林業センター	9	火	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	阿仁ふるさと文化センター ※9:30～
15	月	上町 向黒沢 前野		10	水	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
16	火	下町 大堤 昭和	綴子基幹センター	12	金	小様 小淵 吉田	合川農村環境改善センター (合川公民館)
17	水	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		15	月	李岱 東根田 西根田	
18	木	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館	16	火	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
19	金	大町 上町 街道町 新屋敷町		17	水	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	
22	月	前山 今泉	前山交流センター	18	木	木戸石 増沢	
23	火	太田 摩当	北秋田市交流センター	19	金	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
24	水	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢		22	月	松ヶ丘 下杉	
25	木	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		23	火	合川 梅栄	
26	金	川口 小ヶ田 佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣		24	水	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
29	月	田中 胡桃館 南田中		25	木	川井 道城	
3/1	火	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場		26	金	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
2	水	住吉町 花園町		29	月	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
3	木	舟見町 新舟見町		3/1	火	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
4	金	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		2	水	根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	
7	月	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		3	木	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢	
8	火	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		4	金	大杉 裏町 学校通 根小屋 日栄 鶴田 長野 松栄	
9	水	材木町 伊勢町		6	日	合川・森吉・阿仁地区で平日に申告できない方	
10	木	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		7	月	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂	
11	金	鷹巣地区で平日に申告できなかった方		8	火	米畑 中新田 大沢 山崎 伊勢ノ森 長野岱 高校通 御狩屋	
13	日	鷹巣地区で平日に申告できなかった方		9	水	向本城 川向 駅前 新丁 本丁	
14	月	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方	10	木	七曲 松山町 新町 横町 大町 中道岱		
15	火		11	金	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		
				14	月		
				15	火		

◆**収入等による譲渡所得がある方へ**  
 収入等による譲渡所得がある方で、特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、特別控除前の金額により国民健康保険税の軽減判定や扶養認定の可否判定を行いますので、市・県民税の申告が必要です。

◆**申告書は郵送又は窓口で提出できます**  
 申告書を郵送又は窓口へ提出する方（自署できる方に限る）は、収支内訳書及び保険料控除証明書等の書類を忘れずに添付してください。必要書類の確認をお願いします。

◆**税務課からお願い**  
 申告会場は大変混み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことに協力ください。  
 ▼**あらかじめ書類の分類及び集計を**  
 収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。  
 【医療費控除の申告を行う方】  
 支払先の医療機関ごとに領収書を分類し、集計してください。  
 ※集計をされていない場合は、会場内の記帳コーナーで集計していただきます。

◆**市で受付できない申告があります**  
 「青色申告」、「消費税」、「相続税」、「贈与税」、「平成26年以前の所得税の確定申告」については、直接、税務署に申告してください。

◆**申告前に書類確認**  
 書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、前ページの「申告前に書類の確認を！」を参考に事前の確認をお願いします。

◆**障害者控除対象者認定書**  
 平成27年中に寝たきり等の状態になられ、要介護等の認定を受けた方を扶養している場合（障害者手帳等を交付されている方を除く）は、福祉課地域障がい福祉係から「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告会場等にお持ちください。

◆**申告相談期間中のお問い合わせ**  
 申告相談期間中（2月4日～3月15日）は、担当職員が申告会場に出向くため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。お問い合わせは、できるだけ申告相談期間前をお願いします。

申告は早めの事前準備をお願いします

◆**大館税務署からのお知らせ**  
 ◎**所得税の確定申告をされる方へ**  
 所得税の確定申告をされる方は「e-Tax」で行うことにより、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接電子申告ができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
 なお、税務署での申告相談日時は、2月8日から3月15日（土・日、祝日を除く）午前9時から午後5時までです。

◎**記帳・帳簿等の保存制度**  
 平成26年1月から事業所得・不動産所得・山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（確定申告の必要がない方を含みます。）に、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

◎**農業の申告をされる方へ**  
 農業所得は、他の事業所得と同じく、全て収支計算により求めることとなっています。自分で収支内訳書を作成できない方

**農業所得収支計算説明会**

農業所得の申告をされる方を対象に、収支計算の仕方等についての説明会を開催します。  
 お気軽にご参加ください（お申込みは不要です）。

開催月日	開催時間	開催場所
1月19日（火）	13時30分～ 15時30分	北秋田市交流センター
1月20日（水）		鹿角市交流センター
1月21日（木）		大館市立中央公民館

●お問い合わせ  
 【大館税務署】  
 大館市赤館町2番16号  
 ☎0186-420671  
<http://www.nta.go.jp/>

い方は、収支計算ノート等、収支がわかる書類と領収書をお持ちいただくか、事前に農協等の指導を受けて収支内訳書を作成し、申告時に提出してください。